

兵庫県立兵庫高等学校 食堂等運営業者募集要項

1 事業の趣旨・目的

兵庫県立兵庫高等学校食堂等出店事業について、生徒、教職員の福利厚生に資するため、豊富な経験と能力を有し、健全な運営が望める運営事業者を募集します。

2 事業概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業名 | 兵庫県立兵庫高等学校食堂等運営事業 |
| (2) 事業内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 使用許可期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日
※出店準備期間含む
※あらかじめ本校または業者いずれかから書面で契約打ち切りの申し出がない限り、再度使用許可の手続のうえ期間更新が可能 |
| (4) 使用料 | 免除 |
| (5) 光熱水費 | 兵庫県規程に基づき算定された額を毎月納付（年度末精算あり） |

3 応募資格

応募する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 公租公課の滞納をしていない者であること。
- (4) 本募集に係る本校ホームページ掲載の日から別に定めるヒアリングの日までの期間に、兵庫県の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本件に応募しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れ

- がある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 業務に従事する者の雇用について、労働基準法をはじめとする関係法令を遵守していること。
 - (8) 運営開始後、安定的に経営ができる事業者であるか確認するため、最近5年間において、連続して3年以上、売店・飲食店等の経営実績を有し、各年における最終決算において黒字を確保していること。
 - (9) 法令等の規定により許認可等を有する場合は、有効な許認可等の免許を有していること。

4 応募手続

(1) 問い合わせ先

〒653-0804 神戸市長田区寺池町1丁目4番1号
兵庫県立兵庫高等学校
電話：078-691-1135 FAX：078-691-1136

(2) 募集要項（本紙）及び業者選考参加申込書の配布

- ① 配布期間 令和6年2月9日（金）から
- ② 配布方法 兵庫県立兵庫高等学校ホームページからのダウンロード
 ※紙媒体での配布は行わない。
 ※ホームページアドレス

<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/hyogo-hs/NC3/>

5 現地事前確認

- (1) 本要項受領の日から下記7（2）①による書類提出期限の前日まで可能。
- (2) 予め学校と来校日時を調整のうえ来校のこと。
来校時間帯は、午前10時～午後3時までの間とし、30分間程度を目安とする。
※入学考査にかかる事務期間は入校できない場合がある。
- (3) 回数は一者1回を原則とする。

6 質疑事項

- (1) 受付期間は、本要項受領日から下記7（2）①による書類提出期限の4日前まで。
土曜日曜祝日は含まない。
- (2) 質疑方法は、持参のほか、郵便、ファックスにより上記4（1）に提出のこと。
- (3) 質疑様式は自由とするが、次の点に留意して記載のこと。
 - ① 件名は「兵庫県立兵庫高等学校 食堂等運営業者募集に関する質問」とすること。
 - ② 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号、ファックス番号を記載すること。
 - ③ 質問内容を端的に示す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日は、下記7（2）①による書類提出期限の2日前を基準とする。
- (5) 回答方法は、上記4（2）②のホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 業者選考

提出された企画提案書等について、書類選考及びプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの時間、場所については参加者が確定次第、別途学校が指示する。

(1) 書類、プレゼンテーションによる選考

① 書類選考・・・以下の書類等を事前に提出すること。

オ・カについては兵庫県入札参加資格者名簿掲載事業者の場合は、当該参加資格等審査結果通知書の写しを提出することで省略することができる。

ア 業者選考参加申込書

イ 企画提案書（書式自由：表形式とし、適宜、項目ごとに区分のこと。）

ウ 営業に必要な有効な許可書等すべて（写し）

エ 会社概要

（資本金、従業員数（正社員、パート等）、令和元年以降の収支概況は必須）

オ 事業所所在地に対する税の滞納がないことを証明するもの

カ 消費税及び地方消費税の納税証明

※オ・カについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

キ 本校食堂としての営業に対する取組方針

ク 確実に販売ができる商品名及び販売予定価格表

ケ 学校・官公署等における売店、飲食店等経営実績（様式任意）

※店舗名、所在地、営業時間、収支実績を記載し、最大3店舗分まで。

コ 応募者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

・法人登記簿本（1部）、※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

・法人定款

・財務諸表

・役員等一覧表

サ 応募者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

・団体の規約

シ 応募者が個人の場合は、以下の書類を添付のこと。

・所得税の確定申告書の写し ※最新のもの

②プレゼンテーションによる選考

ア 書類選考に提出した書類に対する補足事項

イ 別紙「仕様書」に記載した条件等の具現化策

ウ 提供商品（見本品2食）及び当該商品の栄養素一覧の提示

※試食は行いません。プレゼンテーション終了後はお持ち帰りください。

(2) 日程

①書類選考

令和6年2月29日（木）必着

上記7（1）①の書類を、4（1）記載の宛先へ送付

②プレゼンテーション

ア 日時 令和6年3月7日（木）午後

※一者 20分程度

※各者の来校時刻・会場は個別に連絡

イ 会場 本校生徒集会室（食堂）

(3) 企画提案書の作成の留意点

真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(4) 提出された応募書類の取扱い

- ① 提出された企画提案書は、本事業における契約の相手方の候補者の選考以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、兵庫県情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 企画提案書の著作権は応募者に帰属する。
- ⑤ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国に法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負う。

(5) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別途定める評価基準により、校内選考委員の合議により評価する。

(6) 候補者の選定方法

- ① 次項による失格者を除いた者のうち、(5)の総合点が最も高い者を、使用許可の相手方の候補者として選定する。
- ② ①にかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選考結果通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定または非選定の結果を通知する。

※令和6年3月19日以降に通知する。

また、選定結果通知翌開校日に、下記項目において本校ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
※(1)以外の参加者名は、総合点の点数順で表記する。
※応募者が2者の場合は、次点者の得点は公表しない。
- (3) 選考委員の役職名並びに氏名

7 業者決定後の手続等

(1) 日程

- ① 使用許可申請書の提出 令和6年3月中
- ② 使用許可日 令和6年4月1日付け
- ③ 一学期営業開始日 令和6年4月中旬 ※学校側と協議のうえ決定

(2) 手続き

- ① 使用許可の相手に選定された者と本校との間で、出店内容等について再度調整、協議を行ったうえで教育財産使用許可申請者を提出すること。
- ② 選定された候補者が特別な事情等により①の書類を提出しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- ③ 教育財産使用許可書の交付を受けたときは、使用許可条件を遵守し、誠実に事業を実施すること。
- ④ 次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、使用許可を取消し又は変更することがある。なお、取消し又は変更により生じた費用や損失は、使用許可を受けた事業者が負担するものとする。
 - ア 使用許可の条件に違反したとき。
 - イ 「3応募資格」に掲げる要件を欠くとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なう等の違反により、学校への出店事業者としてふさわしくないと校長が判断したとき。
 - エ 学校において公用又は公共の用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
 - オ 兵庫県教育委員会の都合により、使用許可を取り消す必要が生じたとき。
- ⑤ 教育財産使用許可期間が満了する前に自己都合により退去する場合は、退去しようとする日の3ヶ月前までに校長に対し、具体的理由及び退去希望日を記載した書面により通知すること。

8 その他

- (1) 業者選考参加申込書の提出後に辞退する場合は、校長に対し、その理由を記載した書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案とする。
- (3) 業者選考参加申込書を提出した後、企画提案書の差し替え、訂正、再提出をすることはできない。
- (4) 業者選考参加申込書を提出した後、学校が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、応募者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 応募者が1者の場合は、本選考を中止することがある。